

地方職員共済組合行動計画

当組合は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境整備等の次世代育成支援対策については、従来から本部においては国に、各支部においては道府県に準拠した形で実施しているところ。

令和2年4月1日に策定した一般事業主行動計画（第4期：令和2年4月1日～令和7年3月31日）の計画期間が終了することに伴い、引き続き子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう一般事業主行動計画（第5期）を次のように策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 目標及び対策

目標1 子を持つ親が、育児と仕事を両立できるよう、育児休業制度の利用、育児短時間制度の利用の促進を図る。また、計画期間における男性の育児休業の平均取得率を85%以上とする。

〔対策〕 育児休業等の制度に係るリーフレットを配布するなど、制度に対する周知を徹底する。

目標2 男性職員が育児に積極的に参加できるよう、男性の子育て目的の休暇の取得の促進を図る。

〔対策〕 育児休業や配偶者の出産に係る男性職員の特別休暇（5日以内）等、子どもの養育のための休業制度等についてのリーフレットを配布し、制度に対する周知を徹底する。

目標3 職員がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、勤務時間・休憩時間の柔軟化、フレックスタイム制及びテレワークの推進を図る。

〔対策〕 制度についての資料を配布するなど、制度に対する周知を徹底する。